



2011年7月1日

各位

会社名：株式会社ゼンショー
代表者名：代表取締役会長兼社長 小川 賢太郎
(コード番号 7550 東証第1部)
問合せ先：グループ財務部長 杉園 大貴
(TEL：03-5783-8818)

過年度法人税等の発生に関するお知らせ

当社は2012年3月期第1四半期において、下記の通り過年度法人税等を計上いたしますのでお知らせいたします。

記

1. 過年度法人税等の内容

当社は東京国税局の定例の税務調査を受け、2011年6月29日付けの更正通知書を受領いたしました。更正に伴う税額(本税・過少申告加算税)約20億円の通知となっております。

(1) 更正理由

2008年8月15日にカップ・クリエイト株式会社が行った自己株式取得に応じた際、当社は、買い手を発行会社に限定した自己株式取得専用の自己株式立会外買付取引(通称：ToSTNet-3)の場を通じ売却したことが、2009年改正前の法人税法24条1項4号(自己株式の取得は、みなし配当課税の規定が適用される)に該当すると判断し申告を行いました。しかしながら、当局はみなし配当課税の適用にあたらぬとして、通知を受けたものです。

(2) 当社の対応

今回の更正処分に対して、当社としては、買い手を発行会社に限定した自己株式取得専用の自己株式立会外買付取引(通称：ToSTNet-3)の場を通じ売却したことは、みなし配当課税の規定に該当すると考えておりますので、東京国税不服審判所に対して審査請求を行い、処理の正当性を主張してまいります。

2. 業績予想への影響

本件に伴う当社連結業績予想への影響は、2011年5月13日の決算発表時に公表いたしました2012年3月期第2四半期(累計)の当期純利益において、予想を下回るため修正を行います。なお、通期予想については、変更いたしません。

以上